

消防庁関係資料

平成 26 年 4 月

消 防 庁

消防庁関係資料目次

・平成26年度消防庁予算の概要	1
・消防庁関連予算の早期執行について	2
・緊急防災・減災事業について	3
・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けた消防庁の対応	4
・退職報償金の引き上げ及び施設等の整備支援	4
・消防団の新たな装備基準	5
・消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除	5
・「緊急消防援助隊基本計画」の改定について	6
・消防の広域化について	7
・消防広域化支援対策（平成26年度）	9
・市町村長に対する防災・危機管理研修	10
・全国瞬時警報システム（Jアラート）の概要	12

平成26年度 消防庁予算の概要

H26当初

予算額 165億67百万円

〔一般会計 126億79百万円 対前年度 1億77百万円増、1.4%増
 復興特別会計 38億88百万円 対前年度 10億33百万円増、36.2%増〕
 ※平成25年度補正予算額 62億28百万円（一般会計 60億32百万円、復興特別会計 1億96百万円）
 平成26年度当初予算と平成25年度補正予算の合計額 227億95百万円

国民の命を守る消防防災行政の推進（一般会計）

H26当初
126.8億円

H25補正
60.3億円

<主な事業>

(1) 緊急消防援助隊の機能強化

緊急消防援助隊設備整備費補助金(消救デジタル分除)(45.0億円)、拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両の配備(3.5億円)、
 ヘリ動態管理システム用設備の整備(②補正2.5億円)

48.5億円

2.5億円

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の新設・車両等の研究開発

エネルギー・産業基盤災害即応型消防水利シフト(大型放水砲搭載ホース延長車、大容量送水ポンプ車)の配備(4.6億円)、
 災害対応のための消防ロボット技術の研究開発(2.1億円)

6.7億円

—

(3) 消防団の装備・訓練の充実強化等

消防団の装備・訓練の充実強化(救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車の無償貸付)(3.7億円(②補正30.0億円))、
 消防団の充実強化(災害対応能力研修・入団促進・地域防災リーダーの育成等)(2.2億円)

5.9億円

30.0億円

(4) 消防防災・教育訓練施設の整備

消防防災施設整備費補助金(地域防災拠点施設・救助活動等拠点施設・広域訓練拠点施設等)(16.2億円)

16.2億円

—

(5) 消防救急デジタル無線の整備

消防救急デジタル無線の整備[緊急消防援助隊設備整備費補助金](4.0億円(②補正20.0億円))
 ※周波数有効利用促進事業(電波利用料財源)(33.6億円)

4.0億円

20.0億円

(6) Jアラートの自動起動機の整備促進

Jアラートの自動起動機の整備促進(②補正7.8億円)

—

7.8億円

被災地における消防防災体制の充実強化（復興特別会計）

H26当初
38.9億円

H25補正
2.0億円

消防防災施設災害復旧費補助金(35.4億円)、消防防災設備災害復旧費補助金(1.1億円)、
 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(0.3億円(②補正1.3億円))、
 緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)(2.1億円)、福島県における消防団の支援(②補正0.6億円)

※端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

H26年度 消防庁予算の内訳

【百万円、%】

事業内容	H26当初 (A)	H25当初 (B)	比較増減 (A-B)	増減率 (%)
国民の命を守る消防防災行政の推進（一般会計）①	12,679	12,502	177	1.4
コンビナート災害等に対応した緊急消防援助隊の機動能力の強化	5,856	5,517	339	6.1
うち エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の新設・車両等の研究開発	665	—	665	皆増
うち 緊急消防援助隊の機能強化(緊急消防援助隊設備整備費補助金(消救デジタル分除))	4,497	4,497	0	0.0
うち 緊急消防援助隊の機能強化(拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両(無償使用))	350	422	△72	△17.0
消防団の装備・訓練の充実強化	369	—	369	皆増
消防団の充実強化(災害対応能力研修・入団促進・地域防災リーダーの育成等)	216	197	19	9.8
消防防災・教育訓練施設の整備(消防防災施設整備費補助金)	1,619	1,904	△285	△14.9
迅速・確実な災害情報の住民への伝達等ICTやG空間情報を活用した災害対応力の強化	1,525	1,830	△305	△16.6
うち 消防救急デジタル無線の整備(緊急消防援助隊設備整備費補助金(消救デジタル分))	400	400	0	0.0
コンビナート災害対策・危険物事故防止対策・消防設備等の耐災害性強化対策その他火災予防対策の推進	577	612	△35	△5.7
その他(人件費、表彰関係経費、消防大学校管理費等)	2,517	2,442	75	3.1
被災地における消防防災体制の充実強化（復興特別会計）②	3,888	2,855	1,033	36.2
消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金	3,648	2,017	1,631	80.9
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	30	39	△9	△23.7
緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)等	210	799	△589	△33.0
総計(①+②)	16,567	15,357	1,210	7.9

消防庁関連予算の早期執行について

○平成25年度補正予算の早期執行について

「好循環実現のための経済対策」に基づく事業の早期執行について(抄)
(総務大臣通知 各都道府県知事・市町村長等あて H26.2.7総財務第25号)
経済対策が十分な効果を発揮するためには、地方公共団体においても、早期の事業執行に積極的に取り組んでいただくことが重要であることから、各地方公共団体におかれては、この趣旨に十分ご留意いただき、適切なお対応をお願いします。

財務大臣閣議後記者会見(2月14日)

2月7日の閣議において、平成25年度補正予算に関し、総理と私から各大臣に対し、来年度前半に的確に効果を発揮するよう、早期の実施をお願いしている。金額ベースでの実施目標を設定している。具体的には、政府全体として、本年6月末までに経済対策にかかる事業の7割程度、9月末までに9割程度が実施済みとなるようにしたいと考えている。

○平成26年度当初予算の早期執行について

平成26年度予算の早期実施について(抄)
(総務大臣通知 各都道府県知事・市町村長等あて H26.3.28総財務第65号)
平成26年度予算においては、現下の情勢にかんがみ、地方公共団体においても、(中略)、早期の実施に積極的に取り組んでいただくことが重要であることから、各地方公共団体におかれては、この趣旨に十分ご留意いただき、適切なお対応をお願いします。

財務大臣閣議後記者会見(3月28日)

本日の閣議において、平成26年度予算に関して、総理と私から各大臣に予算の早期実施のお願いをしている。(略)平成26年度予算についても、来年度前半に適切に経済効果を発揮させるべく、各省庁において可能な限り早期の実施に努めていただきたい、(略)政府全体として、本年6月末までに4割以上、9月末までに6割以上が実施済みとなるように取り組みたいと考えている。

緊急防災・減災事業について

平成26年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債による措置を継続することとし、平成26年度については5,000億円計上

1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業等

(1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

(2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化 など

(3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備 など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成26年度から平成28年度まで

（平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討）

※ 全国防災事業費（直轄・補助事業の地方負担分）については、東日本大震災分の地方財政計画に全国防災事業費として983億円を計上し、全国防災事業債（充当率100%、交付税措置率80%）により措置。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けた消防庁の対応

消防庁に「消防団充実強化対策本部」を設置(平成25年12月24日)

【消防団への加入促進】

- 地方公務員の加入促進
 - ・総務大臣書簡を発送し、地方公務員等への加入促進の働きかけ(平成25年11月8日)
- 事業者の協力
 - ・消防団協力事業所表示制度の普及の働きかけ(平成25年4月1日時点で978市町村が導入済)
 - ・日本郵便株式会社へ同社社員の加入促進の協力依頼(平成25年12月13日消防庁長官依頼文発送)
- 大学等の協力
 - ・文部科学省と連携し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮について働きかけ(平成25年12月19日文部科学省通知)

【消防団員の処遇の改善】

- 退職報償金
 - ・政令を改正し(平成26年3月7日公布)、平成26年4月から全階級一律5万円引上げ
- 報酬、出勤手当
 - ・活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけ
 - ・特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請

(参考) 交付税単価

報酬	36,500円/年
出勤手当	7,000円/回

※ 無報酬団体について

 - ・無報酬の27団体(平成25年4月1日現在)のうち、26団体が報酬を支給
 - ◇平成26年度報酬支給20団体
 - ◇平成27年度報酬支給6団体(1団体(名古屋市)については平成27年度に報酬を支給する方向で検討)

【装備の充実・強化】

- 装備の充実・強化
 - ・双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実(トランシーバー等)
 - ・消防団員の安全確保のための装備の充実(安全靴、ライフジャケット等)
 - ・救助活動用資機材の充実(チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等)

⇒「消防団の装備の基準」(消防庁告示)を改正し(平成26年2月7日)、地方交付税措置を大幅増額
- 救助資機材搭載消防ポンプ自動車整備
 - ・平成25年度補正予算(30億円)
 - 188市町村へ配備
 - ・平成26年度当初予算(3.7億円)
 - 18消防学校へ配備

【教育・訓練の充実・標準化】

- 現場指揮者に対し、救助活動・安全管理の教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」(消防庁告示)を改正(平成26年3月28日)

退職報償金の引き上げ及び施設等の整備支援

消防団員の退職報償金の引き上げ

- 退職報償金を全階級で一律5万円引き上げるため、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令を改正(平成26年4月1日施行)

(単位:千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	189→239	294→344	409→459	544→594	729→779	929→979
～						
団員	144→200	214→264	284→334	359→409	469→519	639→689

消防団の施設等の整備支援(緊急防災・減災事業債)

- 「緊急防災・減災事業債」の継続実施
 - ・消防団拠点施設及び車両等の機能強化に係る経費が対象となる、「緊急防災・減災事業債」を、平成28年度までの3年間、継続実施
 - ・平成25年度4,550億円(うち消防団関係85億円)を平成26年度5,000億円に拡充
- ※ 緊急防災・減災事業債:地方債充当率100%、交付税算入率70%

消防団の新たな装備基準

装備基準の改正目的

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう、「消防団の装備の基準」(消防庁告示)を改正。(平成26年2月7日公布)

主な改正内容

○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実 (トランシーバー)

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、全ての消防団員に双方向通信用機器(トランシーバー等)を配備

○消防団員の安全確保のための装備の充実 (安全靴、ライフジャケット等)

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴(救助用半長靴)、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備

○救助活動用資機材の充実 (チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等)

救助活動等に必要の自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備

※ 消防団の装備の基準の改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額
(標準団体(人口10万人)当たり、約1,000万円(平成25年度)から約1,600万円(平成26年度)へ増額)

消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除

(平成26年6月施行に向けて調整中)

1. 国家公務員

(1) 兼職の認め

- ・ 職務の遂行に著しい支障があるときを除き認めなければならない。
- ・ 申請様式(活動時間の記入は不要)については省令で定める。

法律第10条第1項

(2) 職務専念義務の免除

- ・ 柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずる。
- ・ 公務の運営への支障がある場合を除き承認しなければならない旨政令で定める。
- ・ 申請様式(簡素な様式のもの)については省令で定める。

法律第10条第3項

2. 地方公務員

- ・ 兼職の認めは、国家公務員と同様に行う。
- ・ 職務専念義務の免除については、政省令の整備は不要。
- ・ 国家公務員と同様に柔軟かつ弾力的な取扱いを行うよう別途通知文書にて要請予定。

【参照条文】

○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成二十五年法律第百十号)

第十条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者(法令に基づき国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百四条の許可又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。)は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第一項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等(任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。)により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。